

総会運営に関する細則

第1条 総会受付手順は以下の手順で行う

- (1) 組長は、会員名簿と出席者及び委任状を照合する。
- (2) 議長・会長・その他への委任状および書面による表決数をそれぞれ集計する。
- (3) 出席者数（本人出席＋委任状＋書面による表決）を集計する。

第2条 総会は、出席者数（本人出席 ＋ 委任状 ＋ 書面による表決）が全会員数（賛助会員を除く）の過半数（重要事項に関する議決がある場合は3／4）以上である事をもって成立と判断する。

第3条 定例事項（事業報告、事業計画、収支決算、収支予算、役員任命、重要事項以外）に関する議案は以下の基準で判断する。

議案の議決毎に、「本人出席者の賛成数」が、「本人出席者数」の4分の3以上ある事をもって賛成多数（会員の半数以上の賛成と同等とみなすことができる）とし、議案成立と判断する。

第4条 重要事項（規約、解散、資産処分）に関する議案の判断は以下の基準で行う。

- (1) 議案の議決毎に、「本人出席者の賛成数」と「本人出席者の賛成毎の委任数」と「書面による賛成表決数」をカウントし、その合計が会員数の4分の3以上ある事をもって議案成立と判断する。

第5条 改廃

この細則の改廃は、役員会の発議により総会での決定でもっておこなう。

附則 この細則は、平成25年4月1日から実施する。